

# 【ダイジェスト版】

（講習会テキストを一部抜粋・要約したものです）

（建設現場従事者の）

## 産業廃棄物・汚染土壌排出管理者講習会テキスト ＜残土・汚染土コース＞

平成30年4月

公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

【お願い】 出典資料を使用する場合は、出典元の関係団体等の承諾を得てください。

# 目次

(改訂履歴)	1
1. 残土の排出状況と関連法令	1
1-1 排出状況と残土問題の現状	
1-2 関連法令と主な管理事項	4
2. 残土条例	5
3. 土壌汚染対策法	8
3-1 法の概要	
3-2 土壌汚染状況調査と区域の指定	9
3-3 汚染土壌の搬出	12
3-4 法対象外の汚染された土壌の取扱い	16
(参考)土壌汚染対策法の改正について	17
4. 廃棄物処理法	18
4-1 廃棄物の区分と種類	
4-2 廃棄物の処理	20
4-3 埋設廃棄物・廃棄物混じり土	22
4-4 留意を要する産業廃棄物	24
4-5 参考資料	26
5. 建設発生土としての取扱い	28

## （改訂履歴）

- ・ H. 28. 7 : 汚染土壌の運搬及び処理業に関するガイドラインの改訂（環境省）――12p  
（汚染土壌の搬出届出書の添付書類の様式が一部改訂されました。）
- ・ H. 28. 7 : 土壌汚染対策法の施行状況等の調査結果の改訂（環境省）―― 5p  
（平成 26 年度土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染調査・対策事例等に関する調査結果、平成 28 年 7 月）
- ・ H. 28. 9 : 揮発性有機化合物トリクロロエチレンに関する基準の改正（環境省）――26p  
（特別管理産業廃棄物の判定基準、改正 H. 28. 6. 20、施行 H. 28. 9. 15）  
※埋立処分に係る判定基準も改正
- ・ H. 29. 1 : 産業廃棄物政令市に八戸市を追加――27p
- ・ H. 29. 4 : 土壌汚染対策法の特定有害物質にクロロエチレンを追加（公布 H. 28. 3、施行 H. 29. 4）――10p, 15p
- ・ H. 29. 5 : 「各地で発生している残土問題」を追加改訂――1p
- ・ H. 29. 12 : 土壌汚染対策法の改正に伴う改正省令の公布（環境省）――8p, 17p
- ・ H. 30. 3 : 汚染土壌の運搬及び処理業に関するガイドラインの改訂（環境省）――13p, 14p
- ・ H. 30. 4 : 産業廃棄物政令市に福島市など 6 市を追加――27p
- ・ H. 30. 4 : マニフェスト虚偽記載等違反の罰則が強化――21p

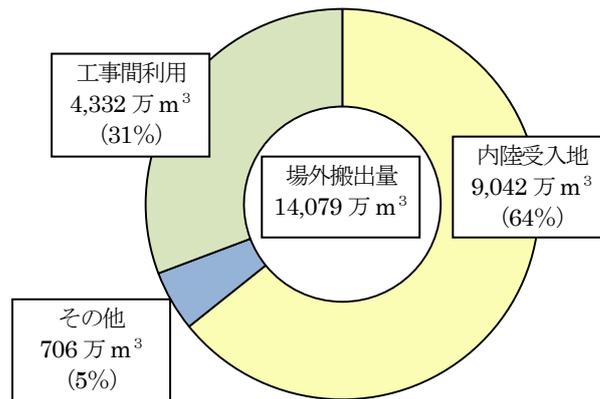
## 1. 残土の排出状況と関連法令

### 1-1 排出状況と残土問題の現状

- (1) 建設工事から搬出される土砂の 70%は、内陸部の残土処分場等に搬出されています。  
 (2) 残土処分場等において、残土の崩落・流出、廃棄物の投棄、有害物質による汚染などの問題が生じています。

#### 【解 説】

#### (1) 建設発生土の場外搬出量



（出典：平成 24 年度建設副産物実態調査結果参考資料、国土交通省）

[http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/pdf/fukusanbutsu/jittaichousa/H24sensuskekka\\_sankou.pdf](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/pdf/fukusanbutsu/jittaichousa/H24sensuskekka_sankou.pdf)

#### (2) 各地で発生している残土問題

発生年月	地区	概要	内容
H29. 2	中部	国立公園内で残土処分場を拡大していたことが発覚	・ 降雨により残土処分場の土砂が県道に流出 ・ 国立公園内の開発許可（観賞用森林造成）で残土処分場を運営し、許可範囲外の公園内にも処分場を拡大していたことが発覚
H28. 12	関西	山中に搬入された土砂が崩落し、河川に流出	・ 山中に搬入された土砂が崩落し、河川に流出したため、清流として知られる河川が白濁 ・ 砂防指定地内に無許可で土砂を搬入した疑いで、家宅搜索
H28. 9	関西	大量に積まれた残土が一部崩落	・ 残土処理業者が大量に積み上げた残土の一部が崩落し、周辺住民らが不安を募らせたため、市が指導。
H28. 9	関東	残土に解体廃棄物を混ぜて投棄	・ 住宅地のそばの残土置場に、解体廃棄物を残土に混ぜて（隠して）積み上げていた業者を、廃棄物の不法投棄の容疑で逮捕。

H28.9	東北	残土が河川に流出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大量に積まれた残土置場より、残土が河川に流出しているため、県は残土処理業者に撤去を求める予定。</li> </ul>
H28.7	関西	大量に積まれた残土が崩落のおそれ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・降雨により残土処分場の土砂がたびたび市道等に流出した、また、土砂が急勾配で高く積み、大量に崩落のおそれあり</li> <li>・近隣住民が土砂の撤去、流出防止措置を求める仮処分を申し立てた</li> </ul>
H26.10	関東	残土が崩落して住宅に侵入し、住民が死亡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・崖地に堆積していた残土が、台風の影響で崩れて住宅に侵入し、住民が死亡</li> <li>・他の工事現場から残土を搬入していた</li> <li>・5年前に近隣住民の陳情により、指導・勧告が行われていた</li> </ul>
H26.7	関東	大量に積まれた残土が崩落のおそれ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民有地に建設残土が大量(16万m<sup>3</sup>)に積み、崩落のおそれがあるため、市、県が応急的な安全対策に乗り出した</li> <li>・残土を搬入した業者と連絡がとれないため、抜本的な問題解決の見通しはなし</li> </ul>
H26.4	関東	山林に残土を埋め立てた業者を送検	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山林に残土を堆積させた後、埋め立てた業者を、市の残土条例違反(無許可埋立)の容疑で送検</li> </ul>
H26.3	九州	山腹の残土が地元銘水の水場に流出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山腹の残土が崩れ、地元銘水の祠、水場が埋まる</li> <li>・民家、田畑の周辺にも流出したため、住民が避難</li> </ul>
H26.3	関西	残土処分場で土砂が崩れ、公道の通行止め、停電が発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・残土処分場の土砂が大量に近隣の田畑などに流出</li> <li>・公道を埋めたため通行止めとなる。また、電柱も倒したため千軒以上が停電</li> <li>・大量の残土を山のように高く積み上げていた</li> </ul>
H25.6	関西	残土処分場で有害物質を検出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・残土処分場に搬入された土砂から、環境基準を超えるシアン化合物などを検出</li> </ul>
H25.6	関西	残土処分場で土砂が崩れ、河川等に流出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・残土処分場が崩落し、斜面下の隣地、河川に流出</li> <li>・大量の残土を山のように高く積み上げていた</li> <li>・近隣住民等が公害調停を申請の見込み</li> </ul>
H25.5	関東	残土処分場で土砂が崩れ、住宅2棟が崩壊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・残土処分場が崩落し斜面を土砂が流出、斜面下の住宅2棟が全壊、河川にも流出</li> <li>・許可の3倍以上の土砂を搬入</li> <li>・新たな崩落、河川氾濫の危険があるため、撤去、復旧工事を県が強制代執行</li> </ul>
H25.5	北陸	ため池にがれき類混じりの土砂を投棄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業者が市有地のため池に、大量(3,600m<sup>3</sup>)のがれき類を含む土砂を投棄して埋立</li> <li>・基準を超える重金属等の汚染のある箇所も存在</li> <li>・市は調査費、撤去費を建設業者に請求予定</li> </ul>
H25.5	関西	無許可で残土処分場を設置した建設業者を家宅捜査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山林を切り開き、大量の残土を山のように高く積み上げていた建設業者を家宅捜査(森林法違反・無許可開発)</li> <li>・「地域森林計画」の対象区域で、1haを超えて開発する場合は都道府県知事の許可必要</li> </ul>
H25.4	関西	廃材を土砂に混ぜ、残土として処分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自社の資材置場に解体廃材を埋め、一杯になると掘り起こして土砂に混ぜ、残土として処分</li> <li>・廃棄物処理法違反(不法投棄)の疑いで建設業者を逮捕</li> </ul>
H25.1	関東	首都圏からの残土の持ち込みに対応して、残土条例を制定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・首都圏で発生した建設残土が持ち込まれる例があるため、残土条例を制定予定</li> <li>・有害物質の混入した土砂を搬入した場合は、除去等の是正命令、懲役2年以下100万円以下の罰金</li> </ul>
H24.6	中部	公共工事発注担当が掘削前土壌調査の偽装を指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共工事の掘削前土壌調査について、発注担当が偽装を指示</li> <li>・不法投棄現場付近のため汚染がある場合、掘削土(建設汚泥)の処理費の増額を懸念し、別の場所の土壌データの使用を指示</li> <li>・県の要綱では、環境基準に適合する建設汚泥処理物は「再生土」としてリサイクルされ、適合しない場合は産廃として埋立処分</li> </ul>
H21.7	中国	残土処分場で土砂が崩れ、民家が崩壊し住民死亡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・残土処分場が崩落して土石流が発生し、下流の民家が押しつぶされ1名死亡</li> <li>・残土条例の対象規模以下の処分場</li> <li>・山林の谷間の急傾斜面に設置、排水施設なし</li> </ul>
H19.5	中国	ダム浚渫土で造成したがヒ素などを検出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダムの浚渫土で山林を造成したが、環境基準を超えるヒ素、フッ素を検出</li> <li>・残土条例を遵守していたが、条例に土壌調査が含まれず</li> </ul>
H19.4	関西	公共工事の搬入残土からカドミウム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園予定地に搬入した残土から環境基準を超えるカドミウム、鉛などを検出</li> <li>・敷地横の用水路で小魚が浮いているのを市民が発見し通報、市が調査、搬入</li> </ul>

		などを検出	残土は撤去の予定
H19. 3	中部	汚泥処理物を再生土として販売	<ul style="list-style-type: none"> <li>工場汚泥に生石灰や建設汚泥を混入して「再生土」として販売</li> <li>工業者に埋戻材としての販売価格を上回る運搬費を支払うケース(逆有償)もあることから、県は産廃(汚泥処理物)に該当することを承知の上で引き渡していたと判断</li> </ul>
H18. 8	中国	公共工事の残土から自然由来のヒ素を検出	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共工事の残土を牧場造成地に搬出したが、ヒ素(自然由来)を検出したため、この残土を一般廃棄物の最終処分場に搬出</li> <li>牧場造成地の近隣住民の不安から、ヒ素への汚染が判明</li> </ul>
H18. 8	関東	残土処分場の残土から六価クロムが検出	<ul style="list-style-type: none"> <li>碎石販売会社が採石場跡地に残土を受入れたが、土地の売却に伴う土壌分析で、環境基準の70倍の六価クロムを検出。</li> <li>売り主の碎石販売会社は倒産、買い主の不動産業者は契約を解除する意向</li> </ul>
H17. 11	関東	残土処分場に産廃を投棄	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設業者の残土処分場に、コンクリート塊など開発工事の廃材を埋立</li> <li>資材置場に保管していた廃材を、自社の残土処分場に投棄</li> </ul>
H16. 12	関西	宅地造成地が鉛、ダイオキシンに汚染	<ul style="list-style-type: none"> <li>宅地開発業者の自主調査で環境基準の4倍の鉛、環境基準以下であるが国の調査指標を上回るダイオキシン類を検出</li> <li>宅地開発業者は汚染を知らずに、東京の会社から土地を購入</li> <li>宅地開発業者が土壌を搬出処分</li> </ul>
H16. 6	関東	残土処分場に産廃を投棄	<ul style="list-style-type: none"> <li>解体業者が市の許可を得て設置した残土処分場に、大量の産廃を埋立</li> <li>解体業者は、産廃の上に残土を覆ったダンプカーで搬入</li> </ul>
H16. 3	九州	残土の河川内仮置に住民が苦情	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事中の残土を河川内に仮置きしたため、下流の田畑の耕作者らが流出を懸念</li> </ul>
H16. 3	中国	建設残土を山林に投棄	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設業者が残土を山林に投棄したが、残土条例が未制定のため、森林法違反容疑で50万円の略式命令</li> <li>アユ漁などへの影響防止のため行政代執行で残土の流出防止工事、山林復旧工事を実施、約1億円を県が負担する見込み</li> <li>県は残土条例(懲役刑を含む百万円以下)を議会に提案予定</li> </ul>
H16. 3	中部	トンネル残土が河川を汚染	<ul style="list-style-type: none"> <li>トンネル工事の残土を埋立工事に使用したが、高アルカリ性の水が河川に流出し、約300匹の魚に被害</li> </ul>
H15. 6	関東	残土条例で届け出た残土と異なる残土が県外から搬入	<ul style="list-style-type: none"> <li>残土条例に基づき届け出た残土と異なる残土が、県外から残土処分場に搬入されていたことが、住民団体の調査で発覚</li> <li>残土業者の業界体質において、このような条例の抜け穴を突く行為が常態化しているとの指摘あり</li> </ul>
H15. 3	関西	埋立に利用した海底土砂が汚染	<ul style="list-style-type: none"> <li>海底の土砂を浚渫して埋立工事に利用したが、この浚渫土砂に環境基準を超えるダイオキシン類が含まれていることが判明</li> </ul>
H14. 9	関西	残土処分場で残土が崩落	<ul style="list-style-type: none"> <li>残土処分業者の設置する残土処分場で残土が崩落し、隣のミカン畑を覆う</li> <li>市条例の規定より急な傾斜で、40mの高さにまで残土が積み上げられ、頂上付近から大量に崩落</li> </ul>
H14. 5	関東	残土処分場を造成するため森林を伐採し自然破壊	<ul style="list-style-type: none"> <li>県が自然再生事業とした地域において、残土処分場が森林を伐採して造成されているため、市民団体が県に要望書を提出</li> <li>建設業者の森林伐採届の申請に対して、これを制約する残土条例が(この時点では)未制定</li> </ul>
H13. 5	東北	トンネル残土が強酸性でヒ素を含むことが判明	<ul style="list-style-type: none"> <li>トンネル残土を付近の河川の水源付近に処分する予定であったが、環境基準の10倍のヒ素を含むこと、農業に不向きな強酸性であることが判明</li> <li>仮置場で中和・無害化して、水源に影響のない道路床などの公共工事に使用する予定</li> </ul>

(出典：残土・汚染土の不適切な埋立事例、(公財)産業廃棄物処理事業振興財団)

[http://www.sanpainet.or.jp/service/doc/s06\\_zando.pdf](http://www.sanpainet.or.jp/service/doc/s06_zando.pdf)

## 1-2 関連法令と主な管理事項

- (1) 土砂（残土）を搬出する場合は、土壤汚染対策法などの関係法令を遵守しなければなりません。また、自治体に条例等（残土条例、土砂条例）を定めている場合は、これを遵守しなければなりません。
- (2) 土壤汚染対策法、残土条例などが適用されない場合であっても、残土が汚染されていたり、有害な廃棄物が混じっていた場合、汚染の拡散の防止等のために適切な取り扱いに努めなければなりません。
- (3) 残土を搬出する際には、騒音、粉じん等の発生の防止に努めるとともに、運搬経路等を適切に設定して、交通事故の防止等、安全な運転が行われるよう管理しなければなりません。

### 【解説】

#### (1) 用語の定義

（廃棄物処理法）

- ・廃棄物：固形状または液状の不要なもの、ただし、土砂および浚渫（しゅんせつ）土を除く

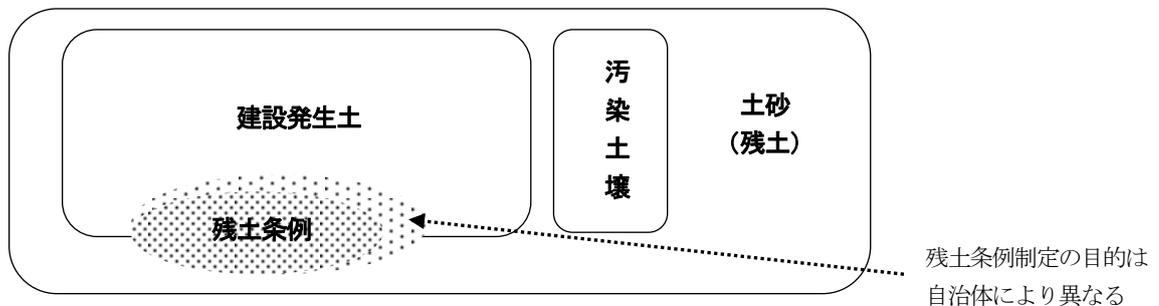
（土壤汚染対策法）

- ・汚染土壌：要措置区域等（要措置区域または形質変更時要届出区域）から外の区域に搬出する土壌

（資源有効利用促進法）

- ・建設発生土：建設工事に伴い副次的に得られた土砂

#### (2) 残土についての関係法令と主な管理事項



##### ① 土壤汚染対策法

###### a) 法対象の汚染された土（土壌）

法対象の土地（「要措置区域等」）から土（土壌）を搬出する場合は、「汚染土壌」として取り扱わなければなりません。すなわち、法に定める届出、搬出の規定を遵守して運搬、処分しなければなりません。

###### b) 法対象外の汚染された土（土壌）

法対象外の土地（「要措置区域等」に該当しない土地）から基準に適合しない土（土壌）を搬出する場合は、（環境省の通知するとおり）法に定める搬出の規定に準じて運搬、処分する必要があります。また、法対象外の有害物質に汚染された土壌についても、適切に取り扱う必要があります。

##### ② 廃棄物処理法

土砂は廃棄物処理法の規制対象からは除かれていますが、廃棄物混じりの土砂などの取り扱いについては、必要に応じて自治体の廃棄物所管部局の指導に従う必要があります。

##### ③ 残土条例

工事場所及び残土搬出先の自治体において、土砂の取扱いに関する条例等（いわゆる「残土条例」）を定めている場合は、これを遵守しなければなりません。

##### ④ 資源有効利用促進法

建設業者は、以下の工事に該当する場合、再生資源利用促進計画書を作成する必要があります。

- ・一定量（1,000 m<sup>3</sup>）以上の建設発生土を搬出する建設工事
- ・公共工事等（建設リサイクルガイドライン対象工事等）

### （建設現場従事者の）産業廃棄物・汚染土壌排出管理者講習会のご案内

<産業廃棄物コース><残土・汚染土コース><総合管理コース>

【お問い合わせ先】（公財）産業廃棄物処理事業振興財団 講習会事務局 03-4355-0155

■講習会のホームページ [http://www.sanpainet.or.jp/service/service06\\_1.html](http://www.sanpainet.or.jp/service/service06_1.html)